

薬局・薬剤師のあり方などが、改めて検討されています。「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(医薬品医療機器等法、薬機法)の改正を見据えた議論の一環で、薬局に最低限求められる基本的機能のほか、在宅医療への対応や高度薬学管理等の機能を同法に位置づけるべきかなどが検討されています。

「調剤時に限らず患者の服薬状況を把握」
「在宅対応を含む対人業務を充実」

医薬品医療機器等法の改正に向けた議論は、厚生科学審議会・医薬品医療機器制度部会で行われています。旧薬事法が見直されて2014年11月に施行された医薬品医療機器等法は、附則で、施行後5年をめどに見直しを行うと規定されていました。

そうした中、薬局・薬剤師のあり方に関する議論は、

薬局における主な業務などを踏まえて行われています。論点には、①薬剤師による情報提供および薬学的知見に基づく指導の強化、②薬剤師の対人業務を推進するための方策、③地域における医薬品提供体制を確保するための薬局の体制整備、④薬局の組織ガバナンスの確保——といったことが挙げられました。

情報提供や指導に関しては、調剤したときだけでなく、患者の状況に応じ、服薬期間を通して丁寧な服薬状況の把握を行い、その結果をかかりつけ医等と

共有するなど、薬剤師の専門性をより発揮できるような対人業務を強化する仕組みの検討が挙げられています。薬剤師が患者の服薬状況を一元的・継続的に把握する必要がある一方、現状としては、来局日以外の服薬期間中の指導等については、必要性は感じているものの、実施しているのは一部の薬局であるなどの指摘が背景にあります。

薬剤師の対人業務の推進については、薬剤師の専門性や訪問による薬学管理、服薬指導を強化し、地域で在宅対応を含む対人業務を充実させるとともに、その生産性向上のため、調剤機器やICT技術の活用等により業務効率化を進めるための具体的な要件等について検討する方向が示されました。

ICT技術の活用に関連する事項としては、国家戦略特区法の一部を改正する法律に基づいて、薬剤師による対面での服薬指導義務の特例とし、テレビ電話装置等を利用した服薬指導(遠隔服薬指導)が一定条件下で可能とされました。その実証事業の実施計画が認定された地域(愛知県、兵庫県養父市、福岡市)で、遠隔服薬指導に係る取り組みが行

われています。遠隔服薬指導の要件は、国家戦略特区内で実証的に、①離島、へき地に居住する者に対し、②遠隔診療が行われ、③対面での服薬指導ができない場合に限り、可能というものです。

地域の医薬品提供体制については、必要な医薬品が安全に提供される体制を確保するため、地域の薬局間で連携を強化することや、医療用麻薬の譲渡の仕組みなどについて検討することが論点に挙がっています。また、特殊な調剤への対応、退院時の支援、がん等のより丁寧な薬学的管理を必要とする患者に対応するため、地域の薬局につなげることや医療機関(処方医等)との密な連携の確保を実践しつつ、疾病領域に応じた高度な専門性等の機能を発揮する薬局の位置づけについて検討するとしています。

薬局の組織ガバナンスの確保は、同一法人が複数の薬局を開設している場合などにおいて、開設者と管理者の双方の薬局業務に関する責務の明確化や、責務を果たすことを促すための措置について検討することが挙げられました。

●厚生労働省が議論の資料として示した薬局における主な業務

■処方箋の応需・薬剤の交付

- 処方箋の受付(患者等からの情報収集)
→必要に応じ、処方医への疑義照会
- 薬剤の調製
- 薬袋・薬剤情報提供文書の作成
- 薬剤の監査
- 患者等への薬剤の交付、情報提供、服薬指導
→必要に応じ、患者、処方医に処方変更の提案
- 処方箋の保存、調剤録の作成

■高度薬学管理機能(抗がん剤、抗HIV薬等)

- 高度な知識・技術と臨床経験を有する薬剤師が、専門の医療機関と連携しながら、高度な薬学的管理・指導を行い、医療機関へ情報をフィードバック(抗がん剤の副作用情報等)

■夜間・休日対応

- 開局時間外での電話相談、緊急時の調剤等の対応
→必要に応じ、近隣の薬局等との連携

■在宅対応

- 在宅医療で必要な医薬品等の提供(緩和ケアに必要な麻薬製剤、中心静脈栄養剤等の無菌製剤、医療材料・衛生材料等)

- 服薬状況の確認、薬学的管理・指導(残薬管理等)
→必要に応じ、かかりつけ医をはじめとした多職種との情報共有(入退院時における、服薬状況等の情報に関する病院薬剤師との連携)

■要指導医薬品、一般用医薬品の販売

- 薬局利用者への要指導医薬品等、衛生材料、介護用品等の販売、情報提供
- 医療機関への受診や健診の受診勧奨
→必要に応じ、地域包括支援センター等をはじめとした多職種との連携

■健康サポート機能

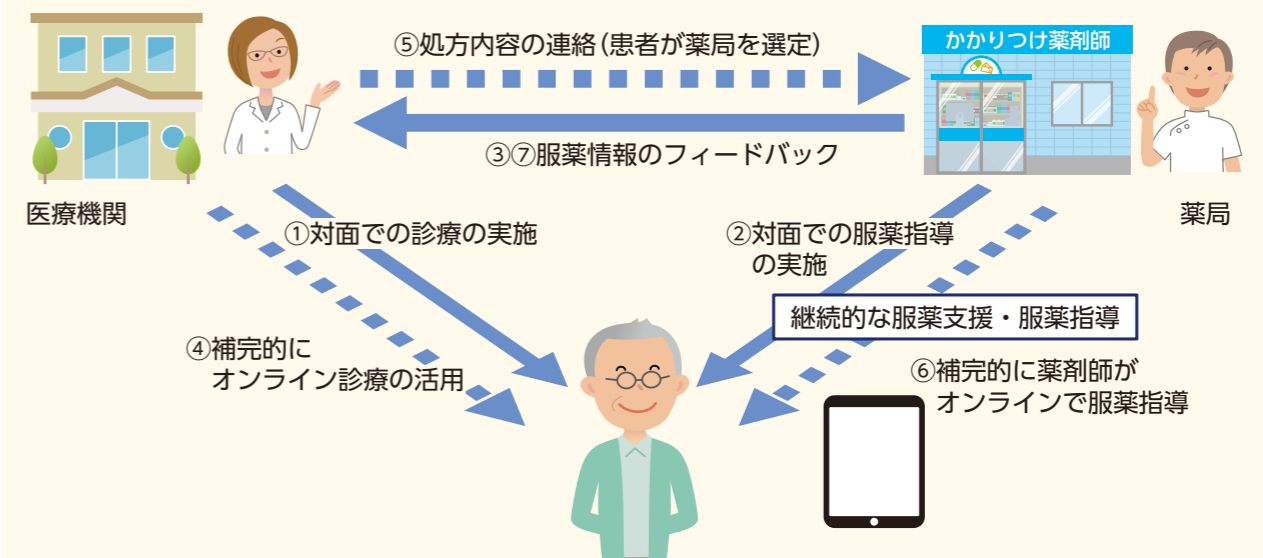
- 要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制
- 健康相談受付、受診勧奨・関係機関紹介等

■その他

- 学校薬剤師(学校保健計画および学校安全計画の立案、環境衛生検査等)
- スポーツファーマシスト(アンチ・ドーピング情報を介した医薬品の使用に関する情報提供・啓発活動等)
- 災害時における対応(被災地や医療救護所への派遣も含む)

●地域における在宅対応等の充実のイメージ

■在宅医療が必要な患者に対しては、薬剤師が積極的に患者の居宅を訪問し、副作用や服薬状況を把握して服薬指導を行う。その際、へき地等の患者に対しては、オンラインによる服薬指導を補完的に活用。



(厚生労働省資料に基づいて作成)